

三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建築工事に係る設計業務において、技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者と委託契約を行うプロポーザル方式の実施について、必要となる事項を定めるものとする。

(対象業務の範囲)

第2条 この要領に定める対象業務の範囲は、建築工事に係る設計業務のうち技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合とする。

(プロポーザル方式の型式等)

第3条 プロポーザル方式は、参加資格要件を満たす受注を希望する事業者（以下「事業者」という。）から技術提案書の提出を求め、内容のほか、事業者、事業者に所属しこれを担当する技術者その他評価基準に定める項目を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」とする。

2 本プロポーザルの審査は、事業者の負担を軽減するために2段階審査方式で実施し、第1次審査では、参加申込書類及び技術提案書（1次審査用）について書類審査を行い、第2次審査では、技術提案書（2次審査用）について書類審査及びヒアリング審査を行う。

(対象業務の指定)

第4条 発注機関の長は、当該業務を所管する競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）に諮り対象業務の指定を受ける。

(公募)

第5条 発注機関の長は、前条で指定した対象業務を発注しようとするときは、競争入札審査会に諮り、事業者の公募に係る手続開始の公告（以下「公告」という。）を行う。

(参加資格要件)

第6条 本業務の手続きに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- 一 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）で建築関係コンサルに登録されている者であること。
- 二 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- 三 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から技術提案の特定の日までの間に受けていない者であること。
- 四 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- 五 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- 六 消費税及び地方消費税（本店分）、すべての三重県税（三重県内に営業所等を有する場合）について滞納がないこと。
- 七 本業務の手続きに参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、1）から5）に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。（ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。）
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社におけ

る取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に管財人という。）を現に兼ねている場合。

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

① 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係等にあると認められる場合。

2 発注機関の長は、前項に規定するもののほか、対象業務に関し十分な施行能力を有すると認められる参加資格要件及び条件を設定し、競争入札審査会に諮り決定する。

（公告の内容）

第7条 公告には、次に掲げる事項を記載する。

一 業務の概要

二 参加手続及び参加資格要件

三 評価概要

四 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

五 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

六 公告の内容についての質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

七 技術提案書を特定（選定）するための評価基準

八 ヒアリングの実施方法

九 非特定（非選定）理由に関する事項

十 その他、発注機関の長が必要と認める事項

- 2 発注機関の長は、前項第7号については、競争入札審査会に諮り決定する。
- 3 予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」により規定される金額（特定役務のうち建築設計の調達契約においては150万SDR。）以上の対象業務については、三重県公報に登載する。

（技術審査委員会）

第8条 次の各号に掲げる事項を審査・評価するために、プロポーザル方式技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）を設け、その結果は発注機関の長に報告する。

- 一 技術提案書を特定（選定）するための評価基準の設定
- 二 技術提案書（2次審査用）の提出を依頼する者の選定
- 三 技術提案書の特定

- 2 技術審査委員会の要領は別に定める。

（参加資格審査）

第9条 公告に対して事業者から参加申込書が提出されたときは、発注機関の長は競争入札審査会に諮り、参加資格審査として、申請者の業務経歴・技術職員の配置等を確認し、当該事業者に対しその結果を書面により通知する。この場合にあつて、事前審査の結果、参加資格がないとした事業者に対しては、その理由（以下「無資格理由」という。）を記載する。

- 2 事前審査により、参加資格がないとされた事業者は、通知を受けた日から起算して2日（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を含まない。以下、本要領で日数を算定する場合において同じ。）以内に、書面により無資格理由についての説明を求めることができる。
- 3 発注機関の長は、無資格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答する。
- 4 前3項に掲げる事項については、公告において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知において明らかにするものとする。
- 5 発注機関の長は、第3項の回答内容について、技術審査委員会に報告する。

（1次審査による選定）

第10条 発注機関の長は、提出された技術提案書（1次審査用）についての選定方法を事前に周知しておかなければならない。

- 2 発注機関の長は、1次選定に際しては、第8条第1項第2号の技術審査委員会の報告を基に、技術提案書（2次審査用）の提出を求める5者程度を選定（他は非選定）し、競争入札審査会に諮り決定する。ただし、1者以下の場合は、手続きを中止する場合があることとする。
- 3 発注機関の長は、前項の選定を行った場合は、選定者に対しては、1次審査により選定された旨、技術提案書（2次審査用）の提出及びヒアリングを実施する通知を行うとともに、非選定の者に対しては、第12条に規定する手続と同様の手続をとるものとする。

（2次審査による特定及び契約方法）

- 第11条 発注機関の長は、提出された技術提案書（2次審査用）についての特定方法を事前に周知しておかなければならない。
- 2 発注機関の長は、2次審査に際しては、第8条第1項第3号の技術審査委員会の報告を基に、当該業務について技術的に最適な技術提案書を特定し、契約の相手方となる事業者を競争入札審査会に諮り決定する。
 - 3 発注機関の長は、前項により決定した事業者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行う。
 - 4 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき、第2項により決定した事業者と随意契約を行うものとする。

（非特定理由の説明）

- 第12条 発注機関の長は、前条第1項の技術提案書（2次審査用）を提出した者のうち技術提案書（2次審査用）を特定しなかった者に対して、技術提案書（2次審査用）を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 3 発注機関の長は、非特定理由についての説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
 - 4 前1項から前3項に掲げる事項については、公告において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知において明らかにする。
 - 5 第1項の通知は、前条第3項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにする。

6 発注機関の長は、第3項の回答内容について技術審査委員会に報告する。

(実施上の留意事項)

第13条 技術提案書を提出する者が、他の者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、技術提案書（1次審査用）にその旨を明記させる。

2 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とする。

3 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却する。

4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。

5 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあるものとする。

6 特定された技術提案書のうち、必要な事項については、当該業務の特記仕様書に明記する。

7 第1項から第6項までに掲げる事項については、公告において明らかにする。

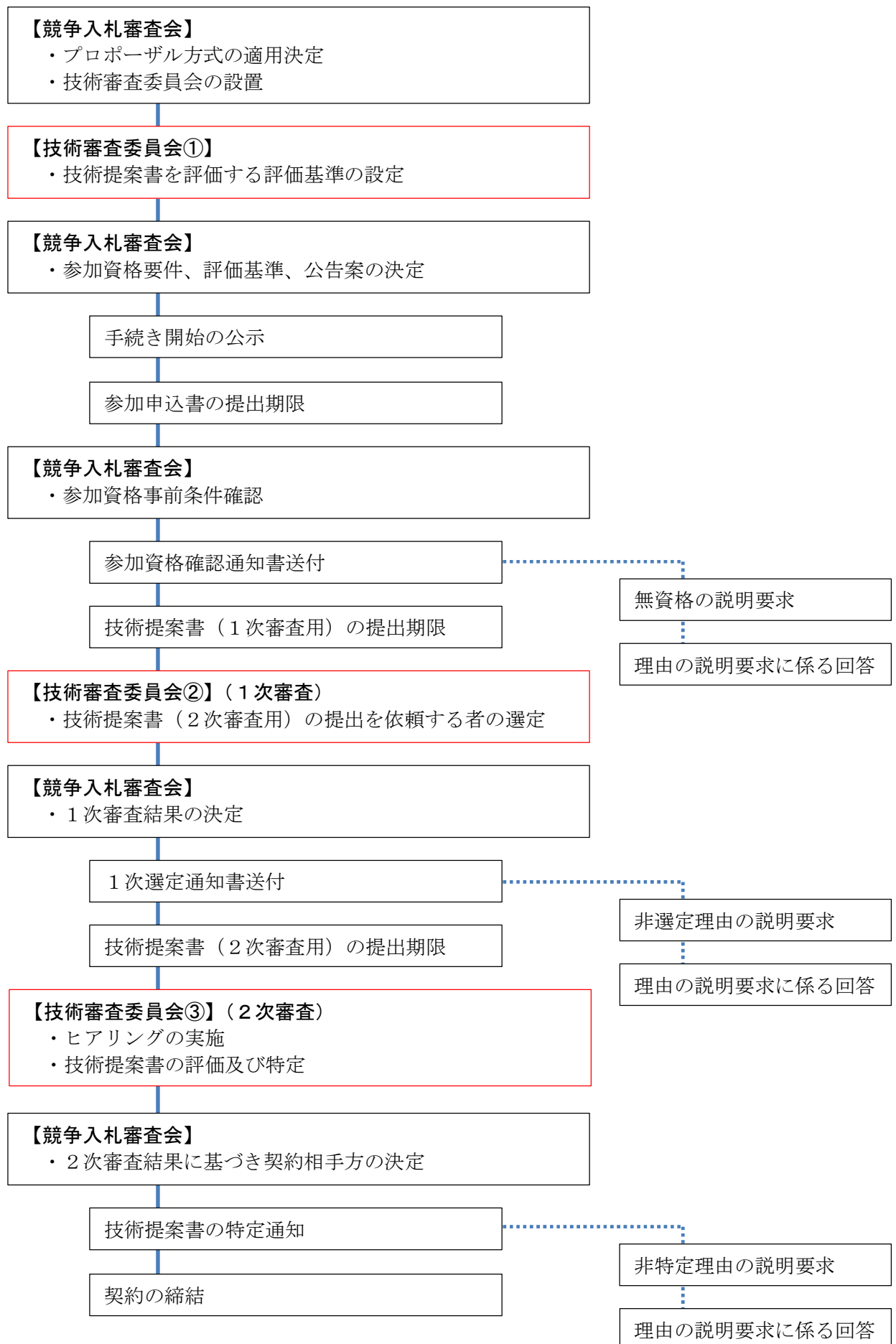
(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。

附則 この要領は、令和3年5月14日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月 1日から施行する。

公募型プロポーザル方式の実施手順



様式 1

令和 年 月 日

様

三重県知事

技術提案参加資格確認通知書

令和〇年〇月〇日付けで参加申込のありました下記案件に係る技術提案の参加資格につきましては、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

公告日	令和〇年〇月〇日	
業務番号	令和〇年度〇〇第〇ー分〇〇号	
業務名	〇〇〇〇建築設計業務委託	
技術提案書（１次審査用） 提出期限	令和 年 月 日 （ 曜日） 時 分	
参加資格の有無		
参加資格がないと認めた場合、その理由	理由 又は 条件	
説明請求期限	令和 年 月 日	

提出された資料の修正・差し替え・新たな提出は認めません。
参加資格がないと通知された者は、この理由について説明を求めることができます。

様式 2

令和 年 月 日

様

三重県知事

選 定 通 知 書

令和○年○月○日付けで貴社から提出のありました次の業務の技術提案書については、1次審査により選定されましたので通知します。

なお、下記日程でヒアリングを実施しますので配置予定技術者の出席をお願いします。

業務名： ○○○○建築設計業務委託

記

1. ヒアリング実施日 令和○年○月○日（ 曜日）

2. ヒアリング場所 ○○○○

様式3

令和 年 月 日

様

三重県知事

特 定 通 知 書

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のありました次の業務の技術提案書については、本業務の技術提案書として特定しましたので通知します。

業務名： ○○○○建築設計業務委託

様式 4

令和 年 月 日

様

三重県知事

非特定（非選定）通知書

令和 ○年○月○日付けで貴社から提出のありました次の業務の技術提案書につきましては、下記の理由により技術提案書を特定（選定）しませんでしたので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（三重県の休日を定める条例（平成元年3月29日三重県条例第2号）第1条に規定する行政機関の休日を含みません。）以内に書面（様式は自由）により、非特定理由についての説明を求めることができます。

業務名：○○○○建築設計業務委託

記

貴社については、評価の着目点のうち、○○及び○○において他社が優位であると判断したため、非特定（非選定）としたものです。

【注：○○には、例えば「管理技術者の技術者資格」、「担当技術者の同種及び類似業務の実績の内容」、「特定テーマに対する技術提案における特定テーマ間の整合性」等の評価の着目点を具体的に記述すること。】